

## ○上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例

平成20年9月11日

条例第24号

改正 令和4年5月11日条例第11号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、本町の議会の議長、副議長及び議員に対する議員報酬、期末手当及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。

## (議員報酬の額)

第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額、次の表のとおりとする。

職名	議員報酬月額
議長	370,000円
副議長	300,000円
議員	280,000円

## (議員報酬の支給等)

第3条 議員報酬は、その職についた日から支給し、その職を離れたときはその日まで支給する。ただし、日を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日から新たな職に対する議員報酬を支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合であってその月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

3 1年を通じ全くその職務に従事しないものに対しては、既に支給した議員報酬の全部又は一部を還付させることができる。

## (期末手当)

第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の40を乗じて得た額の

合計額を基礎として、100分の157.5を乗じて得た額を支給する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月の間に全く職務に従事しないものに対しては、期末手当を支給しない。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長及び議員が公務のため町外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表の通りとする。

(支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例(平成17年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成21年11月条例第8号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年11月条例第19号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月条例第18号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の上牧町議会議

員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成28年12月条例第26号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成29年3月条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月条例第22号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(令和2年11月条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、162.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

## 別表

区分	旅費の額						
	鉄道賃	船賃	軌道賃及 び空路賃	車賃 (1キロメ ートルにつ き)	日当 (1日につ き)	宿泊料 (1夜につ き)	
						甲地方	乙地方
議会の議員	特別車両 料金 (ただし、特 別車両を 設けない路 線による場 合はその乗 車に要する 運賃)	上級の運 賃 (ただし、 等級を設 けないも のにあつて はその乗 船に要す る運賃)	実費	円 37	円 3,000	円 14,800	円 13,300

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。